

空家等対策計画の改定に向けた 素案の方針について

(1) 二宮町空家等対策計画の改定について

対策計画の計画期間が平成30年4月1日（2018年度）～令和5年3月31日（2022年度）のため、令和4年度中に改定を進める必要がある。事務局で素案を作成し、協議会で協議をする。

① 主な改定予定箇所

第1章 計画の趣旨

→統計データの更新。

第2章 空家等対策計画の基本的指針

→統計データの更新。計画期間の改定。

第3章 空き家の現状

→統計データの更新。令和2年度の空き家実態調査の結果を反映する。

第4章 空家等対策計画の取組内容

→取組の実施の確認、継続・廃止・追加を検討する。

第5章 特定空家等に対する措置

第6章 空家等対策の連携体制

→外部団体と協定を締結したことによる内容の強化。

②取り組みの実施の確認

→現行の対策計画に記載した取り組みについて、令和2年度に実施した実態調査の結果を踏まえつつ、継続・廃止・追加を検討する。

取組内容	継続実施	実施検討
空き家化の予防	<ul style="list-style-type: none">所有者への啓発納税通知書を利用した啓発助成制度の周知	<ul style="list-style-type: none">高齢者への意識啓発 →高齢化が予想される地域への重点的な空き家の予防・啓発
空き家の適正管理の促進	<ul style="list-style-type: none">関係団体等との協力体制による空き家相談窓口の設置空家法の活用による実態把握	<ul style="list-style-type: none">地区による見守り体制 →自治会等と連携した空き家の見回り活動等
空き家の流通・利活用の促進	<ul style="list-style-type: none">空き家バンク制度の活用相談会及びセミナーの開催	<ul style="list-style-type: none">空き家の市場への流通 →関係団体と連携した空き家の流通の促進を図る

